参考資料

令和 4 年10月26日

No. 8

解雇無効時の金銭救済制度に係る最近の検討の経緯

閣議決定文書

規制改革会議「労使双方が納得する雇用終了の在り方」に関する意見(2015年3月25日)

解雇無効時において、現在の雇用関係継続以外の権利行使方法として、金銭解決の選択肢を労働 者に付与し(解決金制度の導入)、選択肢の多様化を図ることを検討すべきである。またこの制度は、 労働者側からの申し立てのみを認めることを前提とすべきである。

規制改革実施計画(2015年6月30日 閣議決定)

労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、 労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労 使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲 げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。

「日本再興戦略」改訂2015 (2015年6月30日 閣議決定)

「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理の結果や諸外国の関係制度・運用に関する調査研 究結果も踏まえつつ、解雇無効時における金銭救済制度の在り方(雇用終了の原因、補償金の性 質・水準等)とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方についての具体 化に向けた議論の場を直ちに立ち上げ、検討を進め、結論を得た上で、労働政策審議会の審議を経 て、所要の制度的措置を講ずる。

新いい経済政策パッケージ(2017年12月8日閣議決定)

解雇無効時の金銭救済制度について、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する 検討会」の検討結果を踏まえ、可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点につ いての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講じる。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(2022年6月7日 閣議決定)

1.人への投資と分配 (2)スキルアップを通じた労働移動の円滑化 (主体的なキャリア形成を支える環境整備)

解雇無効時の金銭救済制度について、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技 術的な論点に関する検討会」報告書を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、その 結果に基づき、所要の措置を講ずる。

厚生労働省における検討状況

透明かつ公正な労働紛争解決システム等 の在り方に関する検討会

(2015年10月~2017年5月)

【構成員】

労働法学者·経済学者·労使·民事法学者·弁護 士等22名。(座長は荒木尚志 東大院教授) 【検討事項】

- 既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の 多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に 活用されるための方策
- ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方(雇 用終了の原因、補償金の性質・水準等)とその 必要性



労働政策審議会労働条件分科会

(2017年12月27日)



解雇無効時の金銭救済制度に係る 法技術的な論点に関する検討会

(2018年6月~2022年4月)

【構成員】

労働法学者、民事法学者6名 (座長は山川隆一東大院教授)

【検討事項】

・システム検討会報告書を踏まえ、仮に制度を導 入するとした場合に法技術的に取り得る仕組み や検討の方向性等に係る選択肢等について 制度導入の是非は労政審で議論